



株式会社小糸製作所 定款
最新改定日 2022年6月29日

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社小糸製作所と称し、英文では
KOITO MANUFACTURING CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種輸送機用照明機器、電気機器、その他の部品の製造、販売
2. 一般電気機器および照明機器の製造、販売
3. シールドビームの製造、販売
4. 電子応用機器の製造、販売
5. 信号保安機器の製造、販売
6. 硝子および合成樹脂製品の製造、販売
7. 金属加工製品の製造、販売
8. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、3億2千万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、会社法第 8 4 7 条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うことができない。

(株主名簿管理人)

第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規程)

第 1 1 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

(基準日)

第 1 2 条 当社は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 1 4 条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるとき、または欠員のときは、取締役会によって定められた順位により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の事項)

第 1 6 条 当社の株主総会は、法令または定款に定めた事項を決議することができる。

② 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を決議することができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第20条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第21条 当社は取締役15名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の解任)

- 第23条 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

- 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

- 第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって、選定する。
- ② 代表取締役は、当会社を代表し、取締役会の定めるところにより業務を執行する。

(役付取締役)

- 第26条 取締役会の決議によって取締役会長・取締役社長各1名、その他役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときを除く。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当社は監査役5名以内を置く。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第45条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附 則)

第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2023年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則第1条は本店移転の効力発生日後、これを削除する。

第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

- ③ 本附則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。